

外国人雇用管理者向けセミナーのご案内

入管法の改正により今後、急増する外国人労働者

- 企業側の受け入れ体制は十分なのか？
- 外国人労働者とのトラブルを未然に防ぐための対策は？
- 「知らなかった」では済まされない入管法と罰則規定

2018年12月8日に成立した改正入管法により、我が国は今後、5年間で最大345,150人の外国人労働者を受け入れることが決まりました。

人手不足で、労働力の確保が最重要課題となっている企業にとっては朗報と言えますが、外国人労働者を受け入れる準備や体制は十分なのでしょうか？

- 技能実習生と、新たに在留資格として追加された特定技能の違いは？
- アルバイトの外国人労働者を正規雇用するには、どんな手続きが必要なの？
- 特定技能の外国人を採用するにはどうしたら良いの？

など、専門家に聞かないと分からないことばかり。

本講座は、今後増え続ける外国人労働者の雇用問題に対応すべく、人事担当者や現場責任者の方々を対象とした『外国人雇用管理者向け』講座です。

講師

高橋美香 のぞみ国際業務行政書士事務所代表



2003年 行政書士登録
東京都行政書士会会員
登録番号 03080686
法務省入国管理局届出済
申請取次行政書士

2008年 東京都行政書士会国際部員

2014年 東京都行政書士会港支部 副支部長

2017年 東京都行政書士会 国際部理事

外国人の在留手続きについて、多数セミナー講師を務める

プログラム

1. 在留資格とは

日本で就労が認められた在留資格について説明します

2. 改正入管法で何が変わったのか

新たに設けられた特定技能について詳しく説明します

3. 技能実習生と特定技能の違い

技能実習生制度と特定技能の違いについて説明します

4. 外国人の雇用と罰則規定

外国人を雇用する上で守るべきルールについて説明します

5. 企業としての取り組み

外国人を雇用する上で企業が取り組むべき課題について説明します

6. 外国人労働者のトラブル事例

さまざまな職場で発生している外国人労働者のトラブル事例について説明します

日時 2019年10月24日(木) 10:00~17:00

会場 東京都新宿区高田馬場3-3-3 三優ビル3F (名校教育グループ)
*高田馬場駅 徒歩3分

受講料 40,000円(税込み)

当日、使用テキストをお配りします

- 最小開催人数は10名様とさせていただきます。
- 開催日1週間前からキャンセル料が発生します。